

令和5年1月30日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等（2022/12/26）に関する意見について

1. 該当府令等名： 別紙8 銀行法施行規則の一部改正（案）

番号	該当条文	意見等
1	第十七条の三第二項第一の五号	資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する「電子決済手段関連業務」について、銀行子会社の場合は「金融関連業務」子会社として営むことができるが、銀行本体の場合は、銀行法第十条第二項柱書「その他の銀行業に付随する業務」として監督指針に定める要件の充足を前提に、営むことができるとの理解でよいか。

2. 該当府令等名： 別紙45 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）（案）

番号	該当条文	意見等
1	I-1-2-2 電子決済手段等取引業の該当性の判断基準 ④ イ	信託兼営金融機関が受託者として特定信託受益権（資金決済に関する法律（以下「法」という）第2条第5項第3号）を発行して為替取引を業として行う際に、当該為替取引に関連して信託契約とは別途、受託者が、特定信託受益権の受益者に対してその特定信託受益権に関して電子決済手段関連業務（法第2条第11項）を提供する電子決済手段等取引業者（法第2条第12項、電子決済手段等取引業者が受益者である場合を含む）と保護預かり契約を締結して、当該特定信託受益権の一部を構成する秘密鍵の預託を受ける（電子決済手段の管理（法第2条第10項第3号）に該当する業務の一部の委託を受ける）ことは、電子決済手段等取引業者や受益者の指図がない限り受託者が当該特定信託受益権の移転を行うことができない限りにおいて、法第2条第10項3号に規定する「他人のために電子決済手段の管理をすること」つまり電子決済手段等取引業には該当しないと理解して良いか。

3. 該当府令等名： 別紙53 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）

番号	該当条文	意見等
1	3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (5)③ロ. f. (注)	電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（案）第38条第2項第6号及び第5項第7号、並びに電子決済手段等取引業ガイドライン（案）のII-2-2-3-2(3)③ロ. (注)において、利用者の電子決済手段の有高が帳簿上の残高に満たない状態が生じた場合、電子決済手段等取引業者が自己信託の方法で分別管理する場合は不足が生じた日の翌営業日までに、信託会社等へ信託する方法で分別管理する場合は不足が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に、当該不足額を解消しなければならないとされている。

		一方で、信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正（案）の3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (5)③ロ. f. (注)においては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日（契約に基づいて5営業日より短い期限で顧客が受託電子決済手段を払い出せる場合には当該期限）以内の解消が求められており、信託会社と電子決済手段等取引業者で不足額を解消する期限に差分があるが、どのような考え方に基づくものか。
2	3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (5)③ロ. h. (注)	信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）の3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (5)③ロ. h. (注)には「対象電子決済手段の管理を第三者に委託し、かつ、・・・当該第三者が管理している・・・場合」という記載があるが、この「第三者」とはどのような業者を想定しているか。

以上